

トピックス

特養の内部留保をめぐる議論のその後 ～老施協が調査結果を報告～

◆一昨年12月、厚労省が社会保障審議会の介護給付費分科会において「特養1施設当たり約3.1億円の内部留保」とする調査報告を示して以来、各方面で議論を呼んでいる「特養の内部留保」に関する議論は、その後さまざまな識者がホームページ等で意見を記載するなど、多くの反響を呼んでいます。これらの議論の一方で、全国老人福祉施設協議会（全国老施協、中田清会長）は1月22日に経営戦略セミナーを開き、会員を対象に実施した調査結果を公表。それによると特養1施設当たりの実質的な内部留保は、約6,600万円余りと報告されています。老施協では昨年、会員の施設1,416か所の計算書類などを調査した結果、「その他の積立金」と「次期繰越活動収支差額」の合計とされる内部留保のうち、現預金などは約2億7,100万円である一方、施設の建て替えなどに必要な資金は約2億480万円と見込まれることから、実質的な内部留保は6,600万円余りであると指摘しています。発表者からは、この額が年間平均事業活動収入の2～3か月分にすぎず、少なくとも2億500万円程度の現預金などを保有していなければ、正常な経営状態とは言えない、との認識が示されました。

また、厚労省の発表データに対して昨年財務省からは、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」（社福減免）を実施していない法人ほど内部留保が多い、などとしたコメントが出されていましたが、この点に関しても、社福減免を実施している施設と、実施していない施設の内部留保の額を比較したところ、「大きな差異は見られなかった」としています。このほか、定員が多い施設や開設年が古い施設ほど、内部留保が多いなどの特徴が判明したと報告されていますが、老施協からも指摘されている通り、留保額の多寡よりも、施設再生産資金や介護報酬の入金次期に配慮した手元資金の保有高など、妥当と考えられる額との比較検証を行うことにより、適正な額であるか否かを考えていくことが重要だと考えられます。今後もこの問題については幅広い意見に注視していく必要があります。

（参考：CBニュース／シルバー新報 ほか）

要介護度改善で施設に報酬 ～東京都品川区が実施～

◆東京都品川区は2013年4月から、入所者の要介護度を改善した特別養護老人ホーム等の介護施設に奨励金を支給する試行事業を開始することを発表しました。入所者の要介護度が1段階改善されることによって月2万円を事業者に支給するもので、2013年度は5つの社会福祉法人が運営する10施設の特養等が対象で、全体で約770が利用していることとです。

介護保険制度では、要介護度は1から5までの5段階ですが、現行制度においては要介護度が高いほど報酬額単価が低く、入所者の要介護度が1段階改善されると月額平均で事業者を支払われる介護報酬は約2万2千円減少してしまうという現状です。そこで品川区では減収分を報酬で補い、介護現場の意欲向上を図ることを目的としており、このような報酬制度は全国的にも大変珍しいと言えます。

この事業は「要介護度改善ケア奨励事業」で、要介護度が再び悪化した場合は助成は打ち切られます。2013年度予算として約660万円が計上されましたが、次年度以降の取扱いについては未だ白紙のようです。

一方、要介護度の改善が介護サービスによるものかは判断しづらい面があり、厚労省は2011年12月に同種の制度を検討しましたが、導入を見送ったという経緯がありました。（参考：東京新聞／日経新聞／山陽新聞 ほか）

厚労省が実態把握調査を実施中 ～内部留保問題を発端に～

◆社会福祉法人の内部留保問題が取り沙汰されて2年ほどたちますが、この度厚労省は、現在全国の社会福祉法人に対して「社会福祉法人における各種実態把握」に関する調査を都道府県経由で実施しています。本調査では、社会福祉法人における情報開示及び外部監査実施状況、そして新会計基準移行状況の2点についての調査内容になっています。多くの自治体では2月下旬を提出期限としていることが多く、今後この調査結果を用いて行われる分析結果等について、注目していく必要がありそうです。

《主な調査項目》

- ①社会福祉法人における情報開示及び外部監査実施状況
 - ・貸借対照表の内容
 - ・資金収支計算書の内容
 - ・情報開示の現状、手法、内容
 - ・外部監査の実施内容、契約内容 など
- ②新会計基準移行状況
 - ・移行予定時期
 - ・研修受講状況 など

《2012年度版経営分析参考指標が発売》

（独）福祉医療機構から2012年度版の「経営分析参考指標」が発売されています。施設種別は「病院」「介護老人保健施設」「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「保育所」の5つです。ご購入希望の方は、（独）福祉医療機構経営支援室に下記の要領でお申込みください。なお、ダイジェスト版は（独）福祉医療機構ホームページでご確認いただけます。

◆お申し込み方法◆

- ・下記事項を記入の上、ファックス送信
(FAX 03-3438-0371)

（必要事項）

- ・事務所名、会社名等 ・送付先の郵便番号、住所
- ・担当者名 ・電話番号
- ・希望する冊子の施設種類及び必要部数

◆お支払い方法◆

- ・送付される冊子に同封される振込用紙にて支払い

◆お問い合わせ先◆

経営支援室経営企画課 (03-3438-9932)